

県民コメント制度に基づく結果の公表について (埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画)

埼玉県では、行政のデジタル化や社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する上での基本的な方針や取り組むべき施策を定める「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定しました。

施策の検討にあたって令和2年12月21日(月)～令和3年1月20日(木)の間、「埼玉県県民コメント制度」により御意見を募集し、29件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

令和2年12月21日(月)～令和3年1月20日(木)

2 意見の提出者数及び意見件数

5名、3団体から29件

(内訳)

区分	人数	意見数
郵送	2	7
電子メール	6	22
合計	8	29

3 意見の反映状況

区分	件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	3
B 既に案で対応済みのもの	11
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	10
D 意見を反映できなかったもの	2
E その他(計画に直接関係しないもの)	3
合計	29

※ 詳細は別紙のとおり

4 資料の入手方法

(1) 埼玉県ホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/ai/dxplan.html>

(2) 次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- 埼玉県企画財政部改革推進課（県庁本庁舎2階）
 - 埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
 - 埼玉県の各地域振興センター・事務所
- | | | | |
|---------|------------------|--------|------------------|
| 南 部 | Tel 048-256-1110 | 南 西 部 | Tel 048-451-1110 |
| 東 部 | Tel 048-737-1110 | 県 央 | Tel 048-777-1110 |
| 川 越 比 企 | Tel 049-244-1110 | 西 部 | Tel 04-2993-1110 |
| 利 根 | Tel 048-555-1110 | 北 部 | Tel 048-524-1110 |
| 秩 父 | Tel 0494-24-1110 | 東松山事務所 | Tel 0493-24-1110 |
| 本庄事務所 | Tel 0495-24-1110 | | |

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県企画財政部改革推進課 AI推進担当

TEL 048-830-2442（直通）

FAX 048-830-4712

E-mail a2440-11@pref.saitama.lg.jp

※ 改革推進課 AI推進担当は令和3年4月1日（木曜日）以降、行政・デジタル改革課 DX推進担当に名称が変わります。

別紙 埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画(案)に係る県民コメント意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和2年12月21日～令和3年1月20日

2 意見の提出者数及び意見件数

5名、3団体から29件

3 御意見及び反映状況

区分	件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	3
B 既に案で対応済みのもの	11
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	10
D 意見を反映できなかったもの	2
E その他(計画に直接関係しないもの)	3
合計	29

番号	該当ページ	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	9	「Before Corona」と「With Corona」という言葉を言い換えてほしい。「Corona」という語が悪い意味を持っていると誤解される。名前が「Corona」という人もいる。	1	ご意見を踏まえ、計画の当該部分を修正しました。	A
2	13	埼玉県が目指すビジョンとして、3つの観点の変革が掲げられていますが、スマートシティ、コンパクトシティ、医療、物流、農業など、様々な範囲で取り組む必要はないか。例えば、埼玉県の特徴でもある農業について、次世代農業への取り組み、また次世代農業人材の育成への取り組みなども重要なテーマと考える。	1	本計画では「県民サービス」「事業者サービス」「行政事務」の3つの変革を目指すビジョンとして掲げていますが、ご指摘の様々な取組も、これら3つの変革の一部に位置付けられるものです。 例えば、農業分野におけるDXは、「事業者サービス」の変革の一部として検討を進めていきます。	B
3	21	行政手続のオンライン化では、例えば申請者の把握しにくいところで許可申請が行われるなどのトラブルが容易に起こりうる。 特に許可申請のような、申請意思の確認に慎重性を要するような行政手続については、(たとえ電子申請を推進するにしても)簡素化について、どの部分を簡素化するかを精査・検討する必要があると考える。	1	行政手続のオンライン化や簡素化による不正申請などのトラブルはあってはならないと考えます。 「共通施策(1)セキュリティ及び個人情報の適正な運用」を推進し、ID・パスワードや電子証明書による認証など、セキュリティ対策を実施し、オンライン化の際のトラブルを未然に防ぐ体制を整えます。	B
4	21	電子申請システムの不具合について、問題解決に向けたシステム改善が、迅速にできないことはもちろん、「システム構築されてしまっているの、改善できない」という問題も多々ある。 行政手続のオンライン化においても、各課がそれぞれシステム構築を委託するのではなく、貴県全体統一のシステムを構築し、職員全体がシステム概要を理解できる素地を作りながら、システム改善が容易にできるような、アップデートありきのシステム構築をしてほしい。	1	今後のシステム開発に当たっては「基本施策(7) システムの標準化」のとおり、共通仕様の整備を行うほか、クラウドサービスを第一に検討していきます。 個々のシステムごとの差異を減らしつつ、クラウドサービスの活用によるアップデートが容易なシステム開発を目指します。	B
5	21	申請者側の PC 設定を複雑にしない申請できないシステム(インターネットエクスペローラーに限定したり、互換設定を要求したり、など様々あります)は、電子申請の普及を遠ざける。こちらも時代の経過と共にアップデートして、どのような環境でも申請できるようなシステム構築ができるよう、最初の設計から精査・検討をお願いしたい。	1	今後のシステム開発に当たっては「基本施策(7) システムの標準化」のとおり、クラウドサービスを第一に検討していきます。 クラウドサービスの活用により、複雑なPC設定が不要なシステム開発を目指します。	B
6	21	電子申請で「誤記」がある場合、一般的に、審査行政庁側の審査が始まるまで修正できないことが多い。そしてこの審査もリアルタイムで行われるわけではなく、1週間後や1ヶ月後に始まるような、混雑する申請の場合は、誤記したこと自体を忘れ、結果的にそのまま審査が完了することもある。 こういった「誤記」における変更は、これまでの書類対面申請では想定していないものと推測する。例えば、「誤記」における変更をする場合、誤記した理由を記載した理由書を添付させるのか、申請が代理人申請の場合、再度委任状を取得・添付する必要があるのか(最初の申請から3ヶ月以上経過して誤記が発覚した場合も委任状の再取得が必要なのか)、など新たに検討をする必要があると思う。	1	申請における「誤記」に関しては、添付資料など複数のデータを突合して審査する中で確認するものと考えています。なお、申請後の修正についても、申請者で修正可能なシステムの検討を行います。	C
7	21	貴県の色々な行政手続は、書類対面申請において、直接口頭で質問することで、申請内容を理解し、審査を進めていくことが常態化していると思う。 しかし、電子申請においては、この事態が原則存在しないため、より統一された許可基準・審査基準とこれに対する貴県職員の見解統一が必要不可欠になる。 同時に、これまで以上に、許可基準・審査基準の公開が必須になります。 申請書の記載方法や添付書類の案内という性質の「手引き」とは別に、許可基準・審査基準の公表を今まで以上に厳格に行ってほしい。	1	審査基準の公表については、行政手続法第5条及び埼玉県行政手続条例第5条に基づき、引き続き、適切に実施していきます。	E

番号	該当ページ	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
8	21	電子申請にも関わらず、その説明書や手引きが大量のページ数になることも、電子申請を遠ざける一因になる。例えば、電子申請システム内で、操作方法が完結するなど、最初の設計段階から検討してほしい。	1	1 手続のオンライン化に当たっては、可能な限り、申請者にとって簡便に手続が行われるよう検討を進めます。	C
9	21	電子申請入力にあたり、住所の番地表記はハイフン表記とするか(この場合住民票や登記事項証明書とのバックヤード連携がうまくいく仕組みとなっているか)、反映できない漢字はどのように入力すべきか(申請者自身にこだわりがある場合の特例対応はどのようにするか)などについては、全ての行政手続に共通する事項であり、最初の設計段階で全手続共通で方針を定めてほしい。	1	1 今後のシステム開発に当たっては「基本施策(7) システムの標準化」のとおり、共通仕様の整備を進め、システム間の連携が可能となるよう検討を進めます。	B
10	21	押印「廃止」であって、「禁止」ではないことを重く捉え、押印してきた申請に関しては、更なる添付資料を求めないなど、柔軟な対応をしてほしい。	1	1 埼玉県における押印の廃止は、真に必要な手続以外での押印は求めないこととするものです。申請を受領する際の本人確認に当たっては、適切に対応してまいります。	D
11	21	県内には小規模業者が多く、技術的・人的・資金的・時間的な制約も多いことから、技術面のみならず申請者の心理面(間違っ出てしまったらどうしよう等)や日々の仕事のなかでの阻害要因(申請中に用事が出来て頻繁に中断・時間切れ等と、それによる焦り、あきらめ)、手続そのものの実態(事業者の手続きについては比較的多くの内容を求められるにもかかわらず手続き頻度が1年に1回以下のもも多く、その都度法令をはじめ、申請手続そのものの理解に加えてオンラインの利用方法も理解しなければならぬ等)をぜひご理解いただいて実際の推進を行っていただきたい。そのことを踏まえて、個人・事業者を問わず、次の3点をご考慮に入れていただきたい。 一緒に良くする・・・開発、評価、改善過程での小規模事業者、リテランの低い者等の参加、意見反映等いつでもできる・・・24時間自動受付機能の実装 試せる・・・複数パターンでのテスト(模擬)申請届出機能の実装	1	1 今後の手続のオンライン化においては、基本的には24時間受付可能な環境を前提にするほか、可能な限り、申請者にとって簡便に手続が行われるよう検討を進めます。 1 なお、テスト(模擬)申請届出機能については、簡便な入力フォームの整備や入力前の確認機能により不要になるものと考えます。 また、複雑な手続等のオンライン化にあたっては利用者の視点でのチェックが入る工夫をしていきます。	C
12	21	国の動向として、2020.12.18に発出された「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を基に実施していくのか。	1	1 本県では、総務省が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を踏まえ、令和3年1月に「埼玉県押印見直し基準」を定めており、同基準に基づき押印の見直しを進めます。	E
13	21	やみくもな押印廃止には反対。電子証明書などでは、一般の人には不正や間違いが分からない。「押印を利用する権利」を保証してほしい。	1	1 埼玉県における押印の廃止は、真に必要な手続以外での押印は求めないこととするものです。押印そのものを否定するものではありませんので、ご理解をお願いいたします。	D
14	24	災害発生時において、より迅速で正確な災害情報を共有・周知できるよう、各ライフライン関係企業と連携した情報収集・発信体制の整備等について、対応いただきたい。 各ライフライン関係企業との情報共有の体制をより強化し、各社の災害情報をいち早く県民、関係機関で共有・活用することが二次被害の縮小に繋がると考える。	1	1 県民の皆様には災害発生時に活用できる情報や日頃の防災情報をお届けすることは重要と考えており、本県では防災情報専用の県公式スマートフォンアプリ「まいたま防災」や防災情報をメールでお知らせする「防災情報メール」を提供しています。 また、道路や河川等の被害情報等については、災害オペレーション支援システムによりライフライン事業者と情報共有しています。 ご提案については、こうした各種デジタルサービスの充実を図る中で参考にさせていただきます。	C
15	24	基本施策(2)デジタルサービスの充実について、様々な分野やメディアの収集資料を一括管理し、市民なら誰でも簡単に閲覧することができる「デジタル情報基盤」の構築が必要ではないかと考える。埼玉県内の文化資産を適切に保存・管理しつつ、県民が閲覧する仕組みを官民一体となって進めていくことで、歴史的価値のある埼玉県の資産を扱う県民向けのサービス向上や、文化事業や研究の発展にも通ずる取組になると考える。	1	1 ご提案の「デジタル情報基盤」のアイデアは、本計画に基づき策定する「施策別ロードマップ」の検討の中で、具体的な取組の可能性の1つとして検討させていただきます。	C
16	27	利用者管理一元化にて、一番登録者数が多いままを親(スーパーアプリの位置づけ)として他サービスへSSO連携するのが良いとの印象を持った。	1	1 利用者管理の一元化については、必ずしもアプリ間連携にこだわらず、運用ルールの一統化による解決も含め検討していきます。	C
17	31	施策(5)官民データ活用の推進にむけて、施策(1)行政手続きのオンライン化等推進する際に、既存業務や既存のやり方にとらわれず、まずは各部局毎の将来のあるべき姿を明確にする必要があると考える。そのあるべき姿が明確となって初めて、どのようなデータが必要か、そのデータをどのように収集し、活用していくかを検討する必要があると考える。	1	1 ご指摘のとおり、DXの推進については、将来のあるべき姿を意識した取組を行う必要があると考えます。本計画では、各施策の実行の前段で将来あるべき姿を明確化していく予定です。その中でデータ活用についても将来像を見据えた取組となるよう進めていきます。	B

番号	該当ページ	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
18	33	弊社では標準的な勤務形態としてテレワークを推進している。その経験からは、社員同士のオンラインコラボレーションに加えて、社外関係者とのコミュニケーションが課題になることが多々ある。 埼玉県においても、庁外とのコミュニケーション環境を含めたテレワークの推進が有用であり、基本施策(9)に示されるようなデジタルインフラの整備を通じて効用を高めていくような検討をしていくことが望ましいと考える。	1	ご指摘のとおり、職員のテレワーク推進に当たっては、職員同士や県民、事業者とのコミュニケーションを容易にすることが必要です。 「基本施策(6)行政事務のデジタル化」の取組として、WEBコミュニケーションツールの整備を進め、より効率的な業務環境を整備していきます。	B
19	37	施策(7)システムの標準化 及び 施策(8)行政機関連携について、 住民情報システムについては、国が示す標準化方針に合わせた検討をされるのが良いと考える。 また住民情報システム以外の業務から、市町村との共同利用を検討するシステムの選定、共同利用化に向けた技術面・運用面の課題、ステークホルダーの整理の上推進が必要と考える。	1	総務省が令和2年12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」では、自治体の基幹17業務について、2025年度を目標に標準化を進めることとしていますが、このうち都道府県に関わる業務は限定的です。 このため埼玉県では、将来的な行政機関連携を想定し、「基本施策(7)システムの標準化」において、まずは庁内システムの標準化を図っていきます。	C
20	42	デジタルインフラ整備のスピード感が遅すぎると思う。現状5Gにこだわる必要性は低いので、まずは、より広範囲でのネットワーク構築を急ぐべき。	1	デジタルインフラの整備については、公共施設でのWi-Fi整備などすでに進めているものもあります。また御意見のとおり、スピード感が必要なものもあると考えますので、実施段階で参考にさせていただきます。	C
21	—	計画としては、「IT国家創造宣言からの推進計画を策定」とありますが、国の動向として、2020.12.25に発出された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」についても考慮して計画を策定されていくとの理解でよいか。	1	ご指摘のとおり、本計画においては、総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」と連携した取組を進めていきます。	B
22	—	埼玉県のDX構想は、従来の行政の型を超えた業務・意識改革が必要と考える。 施策(3)利用者管理の一元化など県民サービス拡充を図る際、また施策(4)事業者DXの支援など、事業者向けサービスの展開をする際に、企業における顧客管理の仕組みを行政として検討し、県内事業者や取引先事業者及び県民への今後のサービス向上にむけた施策と、その仕組みを回すための運用にかかる経費を、サービスから得られる収益で賄うなどの新しい取り組みが必要と考える。	1	ご指摘のとおり、DXを推進する上では、先行する民間事業者の取組を参考にすることは重要であると認識しており、本計画に基づき策定する「施策別ロードマップ」の検討には、有識者からの意見もいただく予定です。 なお、サービスに係る経費を収入で賄うモデルについては、行政サービス自体の在り方を踏まえた上での検討が必要になると考えます。	C
23	—	今年度GIGAスクール構想で、学校にタブレットが配布され、学校現場でもデジタル化が進むことが予想されるが、教育に関するDXの取り組みがないように見受けられる。学校現場でのDX変革への取り組みも重要テーマと考える。	1	ご指摘のとおり、本計画には教育に関する内容は記載されていませんが、教育分野におけるDXは、「県民サービス」の変革の一部として検討を進めていきます。 なお、取組内容は、本計画に基づき策定する「施策別ロードマップ」の検討のなかで具体化していきます。	B
24	—	埼玉県の潜在的ニーズに基づき、目指す姿からバックキャスト方式で計画策定をし、新たな価値創出をするには、「デザイン思考」を用いた構想や計画策定を行うことが重要であると思う。 また「アジャイルマインド」によるプロジェクト推進が必要であると考え。DX系プロジェクトは、従来のウォーターフォール型プロジェクト推進とはプロジェクトの考え方を変え、行政と事業者などが知恵を出しあい、試行錯誤しながら改良を重ねたサービスの作り方が必要であると考え。	1	ご指摘のとおり、DXを推進し、社会に変革を生み出すには、「目指す姿からバックキャスト方式で計画策定」をすることや、進化する技術に対応して「アジャイル」の考え方による、柔軟な取組の変更・修正が必要になると考えています。 本計画は、埼玉県の取組方針を定めたものですが、本計画に基づき策定する「施策別ロードマップ」の検討のなかでは、こうした考え方に基づき具体化を行います。	B
25	—	全体的にカタカナが多すぎる。「ワンスオンリー」や「デジタルファースト」、「デジタルデバインド」など、高齢者には理解ができない。日本語で言い換えることはできないか。	1	ご意見を踏まえ、計画に出てくる主要な専門用語については、初出の部分に注釈を入れるなどの工夫をします。	A
26	—	デジタルトランスフォーメーション推進計画の意味が分かりづらい。分かりやすい説明が必要。	1	計画のp.10において、デジタルトランスフォーメーションの説明を示しておりますが、推進計画そのものの定義についても用語集に追記しました。	A
27	—	県庁内にデジタル推進担当課を設ける必要があるが、検討しているか	1	ご指摘のとおり、デジタル化推進を担当する組織は必要と認識しており、令和3年4月から「行政・デジタル改革課」を設置します。同課を中心にデジタル化の取組を進めていきます。	B
28	—	パソコン・タブレット端末の電源をシャットダウンし、節電を図るべき。	1	デジタル活用において、節電は重要な課題と認識しています。本計画の今後の取組の参考にさせていただきます。	C
29	—	パブリックコメントについては従来通り、印刷した資料も配布してほしい	1	本計画により、「埼玉県県民コメント制度」が変更されるものではありません。 県民コメントの実施に当たっては、従来どおり印刷した資料を配布させていただきます。	E